

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 May 2022

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 70

ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ベーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非[こちら](#)からご覧ください。

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 70 となる本号では、OECD がデジタル課税・第 1 の柱「Amount A」に関して資源採掘事業の除外に関するモデル規則案（公開協議文書）を公表（グローバル）、実質的所有者の報告（米国）等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：OECD がデジタル課税・第 1 の柱「Amount A」に関して資源採掘事業の除外に関するモデル規則案（公開協議文書）を公表

2. アジア

香港：買収コード規則 2.10 に基づくスキームに同意する総会の招集方法

3. 米国

米国：実質的所有者の報告

4. 欧州

英国：解雇・再雇用の実務に関する新たな法規制の導入

EU：OECD の第二の柱のモデルルールに関するコメントリーに対する、EU 指令の検討状況

ルクセンブルク：不動産所得税（Real Estate Levy）の申告期限が 5 月末に迫る

5. ESG/Sustainability

インドネシア：炭素税導入および施行日の延期

米国：取締役会の多様性確保を定めた法律は州憲法に違反するとしてカリフォルニア州裁判所の判断

米国：米国証券取引委員会による気候関連開示規則案のサプライチェーンへの影響

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



1. グローバル

OECDがデジタル課税・第1の柱「Amount A」に関して資源採掘事業の除外に関するモデル規則案（公開協議文書）を公表

OECDは、2022年4月14日付でAmount Aの除外資源採掘事業に関する新たな公開協議文書を公表した。今回の公開協議文書は、Amount Aのモデル規則に関する4回目の公開協議文書である。これまでの第1の柱「Amount A」に関する公開協議文書は以下の通りである。

- 2022年2月4日：ネクサス・ルールとレベニュー・ソーシング・ルールに関するモデル規則案¹
- 2022年2月18日：課税ベースの決定に関するモデル規則案
- 2022年4月4日：対象範囲に関するモデル規則案

上記4月4日付の「対象範囲に関するモデル規則案」において、資源採掘事業や規制された金融サービスからの売上高および利益は、Amount Aの対象から除かれると既に明記されており、今回の新たな公開協議文書では除外資源採掘事業のモデル規則案は、資源採掘業（Extractive Industry）に属する事業を営む納税者に対するAmount Aの適用判断のためのルールが規定されている。以下では、今回の公開協議文書の内容、とりわけAmount Aの範囲から除外を受けるためのルールの概略について解説する。

モデル規則の概要

モデル規則は、Amount Aに関する多国間条約の規定の基礎としての意味合いを有し、また、各国の国内法においてAmount Aに対する課税立法を制定する上で参考になる雛形になりうる。今回の公開協議文書は、除外資源採掘事業に関する別表Fを対象としている。なお現状の草案は、OECD/G20を中心とする世界136か国による包括的枠組み（IF）のメンバーの最終的な見解を反映したものではなく、利害関係者から更なる意見を募り得る目的でOECD事務局が発表したワーキングペーパーにすぎず、今後さらに内容が精緻化・改訂されていく見通しとなっている。今後、モデル規則の内容について詳細な解説を加えたいわゆるコメントリーが公表される予定となっている。

除外資源採掘事業に関するルールの概略は以下のとおりである。

- **第1ステップ**：対象セクターに属する事業を営む多国籍企業としては、まずAmount Aの範囲に含まれるかを判断するための第1ステップとして、200億ユーロの売上高基準と10%超の税引前利益率基準のテストをクリアするかを検討しなければならない。²
- **第2ステップ**：当該売上高が「非資源採掘事業」から生じたものかを判定し、当該非資源採掘事業から生じる売上高が200億ユーロ相当額を超える場合、次の第3ステップに進むことになる。仮にAmount Aの対象となる事業から発生する売上高が200億ユーロ相当額を超えない場合、当該グループはAmount Aの対象には含まれない。
- **第3ステップ**：売上高基準を満たす場合、当該グループは税引前利益率10%超基準のテストの対象となる。資源採掘事業から生じる売上と関連する利益は、この利益率テストの範囲からも除外され、対象事業から生じる売上及び関連する利益のみが判定対象となる。留意点として、この第3ステップの適用に関しては、現在、OECDのIFにおいて、(1) トランジション・ペリオドを設けるべきか否か、また、(2) 上記ステップ

¹ 詳細は本ニューズレター2月号を参照されたい。

² このステップに関する概要については、4月6日付の弊社クライアントアラート（[Pillar One - Draft model rules for Domestic Legislation on Scope published](#)）をご参照頂きたい。

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



2の売上高基準を満たすものの利益率基準を満たさないグループに対する除外資源採掘事業の簡素化に関する議論が続けられている。

- **第4ステップ**：グループが売上高基準と利益率基準の双方を満たし、Amount Aの範囲に含まれる場合、対象となるグループ企業は、ネクサスとレベニュー・ソーシング・ルールに関するルールに関する第4ステップに進む。
- **第5ステップ**：該当期間における課税対象利益額を定めた上で、それぞれの国（市場）への帰属を決めるための配分を行うことになる。第5ルール、特にM&D（Marketing and Distribution）利益のセーフハーバーに関連するモデル規則の全容はまだ公表されておらず、本ニューズレター執筆時点ではまだ未確定の状態となっている。除外資源採掘事業の対象となる利益は、M&D利益に関するセーフハーバーの適用上も除外される点に留意が必要である。
- **第6ステップ**：続くステップは「二重課税の排除」である。重要なのは、除外資源採掘事業の対象となる活動から生じた利益は、二重課税排除規定の対象にはならないという点である。
- **第7ステップ**：最後のステップにおいては、関連文書・報告書類の提出に関するルールが定められている。このステップに関する詳細は、租税の確実性に関するモデル規則案で明らかになる予定である。

上記に加え、モデル規則案では、Extractives Activities、Extractive Product、Exploration、Extraction、Development、Qualifying Processingなど、重要なテクニカルタームに関する多くの用語の定義が規定されている。以下では、上記のステップ2とステップ3の内容について、より詳しく説明する。

「ステップ2：資源採掘事業から生じた売上高の控除」について

資源採掘事業の定義には2つのテストが含まれており、「除外された資源採掘事業」とみなされるためには、この2つのテストが満たされなければならない。最初のテストは、「製品テスト」であり、この要件を満たすためには、当該グループの事業内容がExtractive Productの販売である必要がある。第二のテストは「活動テスト」であり、当該グループが当該製品を得るために探鉱、開発または採掘事業を行っている必要がある。その結果、例えば、商品の取引自体のみによって生じる売上高は、除外資源採掘事業に含まれず、当該収益はAmount Aの目的上、対象範囲内の売上高とみなされる。

ステップ2の内容である資源採掘事業由来の売上高を控除するというルール（すなわち、対象売上高を「非資源採掘事業」から生じたものに限定するというルール）に関して、グループ連結売上高のうち、資源採掘事業のうち第三者との取引によって生じた売上高のみを控除するという、比較的シンプルな方法が提案されている（実務上の負担軽減が目的となっているものと思われる）。なお、グループ内取引しか行っていないなど、そもそも資源採掘事業のうち第三者との取引によって生じた売上高が存在しない場合や、あるいは第三者との取引によって生じた売上高を特定することが困難な場合もあろう。このような場合、当該売上高を控除することができず、次のステップ3の判断に移ることになる。

「ステップ3：対象事業から生じた売上高にかかる税引前利益率の判定」について

ステップ3の内容は、次の2段階のフェーズに分けられる。

1. ステップ2の判定後、対象範囲内の第三者からの売上高が200億ユーロを超える（または第三者からの収益を特定できない）グループ企業は、まず、資源採掘事業から生じる利益を特定し、その利益をAmount Aの課税ベースから除外する。

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



- 次に、対象範囲内の活動から生じた残りの利益に関する利益率が10%超であるかどうかを判断する。

DOSアプローチを用いた対象事業から生じた売上高にかかる利益率の判定

対象となるグループ企業は、連結財務諸表においてセグメント別の情報が開示されている場合、DOS（Disclosed Operating Segment Approach）アプローチを使用することが認められている。そして、当該セグメントにおける収益が、①主として対象範囲内の売上を生み出している場合、または②主として対象外売上高を生み出している場合のいずれかの場合、簡略化されたDOSアプローチの適用が認められる。したがって、このアプローチを使用するためには、関連する営業売上高が資源採掘事業から生じているか否かを十分に識別できる状態にしておく必要がある。

また、セグメント間のコスト配分は適切かつ信頼できるものでなければならず、販管費など財務諸表上の開示されるセグメント上具体的に配分されていないコストについても完全に配分されている必要がある。

オペレーティング・セグメントは、総売上高の少なくとも75%~80%が資源採掘事業から得られる場合、「主として」除外された売上高を生み出すと判断される（「優位性テスト」）。また、対象売上高（in-scope revenue）について、1セグメントあたり10億ユーロという上限が導入される予定である。つまり、あるオペレーティング・セグメントにおいて、総売上高の少なくとも75%から80%が資源採掘事業に起因して発生しており、かつ、その範囲内売上高が[10億ユーロ]相当額を下回る場合、そのオペレーティング・セグメント全体が「除外」対象となる。

オペレーティング・セグメントが「主として」対象売上を生み出している場合（すなわち、75%-80%を超える場合）、そのオペレーティング・セグメントは対象セグメントと判断される。対象売上額は、セグメント収益合計から資源採掘事業に起因して生じる収益を控除することで算出される。ただし、当該対象売上高に帰属する利益の算出に際しては、当該スコープ内セグメント全体のマージンが使用される。

事業体アプローチを用いた対象事業から生じた売上高にかかる利益率の判定

前述のとおり、対象売上高の利益率判定に際しては基本的にはDOSアプローチを採用することが便宜であると思われる。しかし、対象グループ企業がそのようなセグメントを開示していない場合、あるいはセグメント間の費用と売上を正確に区分できない場合、当該グループは事業体レベルの判定アプローチを使用する必要がある。

事業体レベルのアプローチの内容は概ねDOSアプローチと同様であるが、主な違いは、優位性テストと10億ユーロの上限が、オペレーティング・セグメント単位ではなく、事業体単位で計算される点である。

ある企業が、総売上高の75%~80%を資源採掘事業から得ており、かつ、対象範囲内の売上高が10億ユーロ相当額を超えない場合、その企業全体が資源採掘事業に関する除外ルールにより除外対象となる。他方、上記の除外基準を満たさない事業体については、自動的に適用範囲内となる。除外対象事業から発生した売上高は、Amount Aの課税ベース計算のために総売上高から控除される。対象範囲に含まれる企業の財務的数値は全て合算対象となり、合算された企業の対象範囲内の活動に対して、費用配分を行った上で、対象事業に関するみなしセグメントが作成される。

利益率テストの再適用による判定

対象グループ企業が、オペレーティング・セグメントまたは事業体単位で対象利益を算定した結果、10%超であれば残存利益はAmount Aの範囲に含まれる。上記の判定に際して注意すべき点として、過年度の繰越欠損金の利用

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



や、過年度および平均利益に関するルール（いわゆるアベレージング・メカニズム）の適用を考慮に入れなければならないという点が挙げられる。これらの事情を考慮すると、上記のセグメント／企業体アプローチにどのように組み込んで適用するかは非常に実務的に難しい問題が残るため、具体的な方法論については現在も検討中のステータスとなっている。

今後の見通し

OECDは、2022年4月29日まで、資源採掘事業に関するモデル規則案に関するパブリックコメントを募り、その後、多くのテクニカルな項目に関する詳細な解説（コメンタリー）を発表する予定である。また、規制された金融サービスに関する除外事項を定める別表Gについても2022年5月6日付で公表されている。さらに、OECDは、Amount Aに関する残りの論点である利益配分ルールと二重課税の排除に関する詳細を公表すると発表しており、今後の更なる議論の展開には引き続き注目していく必要がある。

Amount Aの適用に関するより詳細な分析は、モデル規則が最終化され、コメンタリーが公表された後になされるべきであるが、現状の段階においても、Extractive Industryに属する事業を営む多国籍企業グループは、Amount Aの適用除外を定めるモデル規則の草案の内容を精査の上、Amount Aが適用されるかどうか、またどのように適用されるかの見通しをつけておくことが望ましいだろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

香港

買収コード規則 2.10 に基づくスキームに同意する総会の招集方法

Chong Hing Bank 非公開化にかかるスキームの承認

2021年9月23日に、香港高等法院は、会社条例（Cap622）第673条及び第674条並びに買収及び合併に関するコード（以下、「買収コード」）規則2.10に基づく要件が満たされたとして、Yue Xiu Enterprises (Holdings) Limited（以下、「買付者」）によるChong Hing Bank Limited（以下、「対象会社」）の非公開化に関するスキームオブアレンジメント（以下、「本スキーム」）を承認した。裁判所は、香港会社の非公開化に関して、買収コードの規則2.10の目的では、買付者の当事者（parties acting in concert。以下、「PAC」）が利害関係のない株式の株主の総会に出席し、議決権を行使することができないということを明確にした。また、裁判所は、買付者のPACが関与する非公開化または買収スキームにおいて、認められる総会の様式について実務的な指針を示した。

なお、本スキームは、裁判所が、香港におけるパンデミック関連の移動制限によって総会への出席機会が奪われることのないように、海外株主に電子的手段による出席と議決権行使の選択を認めるために、裁判所がハイブリッド形式の総会を指示した初めてのスキームである。香港における移動制限等に伴って、今後はオンラインを含むハイブリッド方式の総会が増えるものと予想され、本人確認や議決権行使を含む手続上の論点について事前に検証が必要となる。

本スキームの背景と主な論点

買付者は、非公開化の前の時点で、間接的に対象会社の株式の約75%を保有していた。「スキーム株式」を構成する残りの株式は、(a)買付者と共同して

行動する PAC と (b) その他の独立株主 (PAC とあわせて以下、「スキーム株主」) により保有されていた。

対象当社は、本スキームを承認するためのスキーム株主の総会を招集する一方で、規則 2.10 を遵守する観点から、PAC は当該総会への出席及び投票から除外された。主な論点は、本総会が会社条例第 674 条(2)(a)及び規則 2.10 に基づき適正に招集されたものであり、裁判所が本スキームを承認するか否かを決定することができるという点にあった。

会社条例第 674 条(2)(a)項及び買収コード規則 2.10

会社条例第 674 条(2)(a)項は、スキーム株主による承認について、(i)総会に出席しかつ議決権を行使した株主の 75%以上の賛成によるスキームへの同意、及び(ii)総会において当該スキームに反対する議決権の行使が、会社のすべての「利害関係のない株式」にかかる総議決権の 10%を超えないことを条件として定めている。

買収コードの規則 2.10 は、利害関係のないスキーム株主の総会での承認を求めており、(a)適正に招集された利害関係のない株式の株主の総会において行使された利害関係のない株式にかかる議決権の 75%以上の賛成によるスキームへの同意、及び(b)当該総会において当該スキームに反対する議決権の行使が、すべての利害関係のない株式にかかる議決権の 10%以下であることを条件として定めている。

近時の Cosmos Machinery Enterprises Ltd.の非公開化に関する裁判において、裁判所は、買収コード規則 2.10 について次の 2 つの解釈があるとした。①規則 2.10 は買付者の PAC が議決権を行使することについて全面的に禁じているという解釈と、②規則 2.10 は買付者の PAC が議決権を行使することを妨げないが、その議決権は規則 2.10 の条件を遵守する目的では算定に含まれないという解釈である。その上で、裁判所は、スキームに関しては、スキーム株主の総会が必要であり、スキーム株主に PAC が含まれている限り、PAC も議決権行使を許容されるべきであるが、規則 2.10 を遵守するという観点からは PAC の議決権は算定に含まれるべきではないという理由で、②の解釈が正しいとした。

本スキームによる裁判所の判断

本件において、裁判所は論点の重要性に鑑み、規則 2.10 の解釈について本件証券先物委員会 (SFC) の意見を求めるとともに、法廷助言者を任命した。法廷助言者は、規則 2.10 の文言が、利害関係のない株式の株主のみにより構成される総会であり、かつ利害関係のない株式の株主のみが出席しかつ議決権を行使できることを明確に求めていること、買収コードが、利害関係のない株式の株主のみの総会と、通常の株主総会とを明確に区別しており、規則 2.10 が「利害関係のない株式の株主」に言及していることから、利害関係のない株主のみが出席し、議決権を行使できるとの解釈が正しいとの意見を裁判所に提出した。対象会社も、規則 2.10 が利害関係のない株式の株主による総会を求めていることから PAC は出席又は議決権行使をすべきではないこと、規則 2.10 が 2002 年に改訂された際に明示的に「利害関係のない株式の株主」の総会が定められていることから PAC の参加を禁止しているものと考えられること、総会の PAC の参加を禁止することが、PAC の議決権行使を禁止する規則 2.02 とも整合すること、という理由で、利害関係のない株主のみが出席し、議決権を行使できるとの立場をとっていた。

裁判所は、本件において、PAC は、利害関係のない株式の株主による総会に出席し、議決権を行使することができないものと判断した。

スキーム法との関係では、PAC がスキームの対象となる場合には、総会に出席し、議決権を行使することができるべきであるものの、規則 2.10 に基づく

利害関係のないスキーム株主のみの総会には出席し、議決権を行使できないとされており、総会の適正な招集方法が問題となる。

本件においては、PACは総会において議決権行使を行わない誓約を行っており、実際にスキーム株主の総会に出席せず、議決権を行使しなかった。そこで、裁判所は会社条例第674条(2)(a)項と規則2.10の条件を満たし、総会が適正に招集されたものとした。裁判所は、買付者のPACが関連する非公開化や買収スキームについて、3つのタイプの総会があり得るものとした。

- ① スキームの対象となる全株主による総会を招集し、PACが裁判所に対して総会に出席せず、議決権行使をしない誓約を行うことにより、利害関係のない株式の株主による総会となる。
- ② 利害関係のない株主とPACによるそれぞれの総会を開催する。PACによる総会については、PACが事前に会社と合意することにより、または会社が裁判所に対して総会の招集を求めた際にPACが裁判所に対してスキームの条件に従う旨の誓約を行うことにより、省略することができる。
- ③ PACが会社又は買付者との間でスキーム又は買付けの条件に従うことを合意している場合には、スキームは会社及び利害関係のない株主との間で実施されれば足り、その場合には利害関係のない株主による総会のみとなる。

[最初のページに戻る](#)

3. 米国

実質的所有者の報告

実質的所有者の報告にかかる規則案の公表

2021年12月8日、米国財務省は、企業透明化法（以下、「CTA」）の実質的所有者の情報報告規定を実施するための規制案（以下、「本規則案」）をパブリックコメントに付すための告示をした。パブリックコメントの期間は2022年2月に終了したが、本記事の時点で結果については公表されていない。

2021年1月1日に成立したCTAは、「報告会社」に対して、「実質的所有者」及び会社の「申請者」に関する情報を金融犯罪取締ネットワーク（以下、「FinCEN」）に報告する義務を課している。CTA自体は、その実施に不可欠な様々な用語を十分に定義しておらず、本規則案は、CTAの定める報告義務について明確化し、指針を与えることを目的としている。

本規則案で提起されたFinCENの質問に対し、様々な専門家団体等からコメントがなされており、これらのコメントによって、最終規則における報告要件が緩和される可能性がある。

しかし、FinCENが現行のCDD（Customer Due Diligence）規則の範囲を広げることを決定したことやCTA自体の広範な規定に鑑みると、報告会社の定義に該当する企業は、財務省が発行する最終規則によってCTA報告の発効日が設定されたときに報告する必要がある、実質的所有者を検討し、報告に必要な情報の収集を開始することが望ましいと考えられる。

実質的所有者（Beneficial Owner）の定義

CTAでは、「実質的所有者」は、直接又は間接的に、①報告会社を実質的に支配している、又は②報告会社の所有権の25%以上を所有若しくは支配している個人と定義されている。この定義を明確にするため、本規則案では、実

質的所有者の特定を目的とした「実質的支配」と「所有権」の用語の解釈についての指標が示されている。

本規則案では、①「実質的支配」の具体的な指標を3つ挙げるとともに、「報告会社に対する他の形態の実質的な支配」というキャッチオール規定が定められている。その3つの指標とは、(a)報告会社の上級役員（senior officer）であること、(b)報告会社の上級役員又は取締役会（若しくは同様の機関）の支配的多数の選任又は解任に関する権限、及び(c)報告会社の重要事項に対する指示、決定又は実質的影響力である。本規則案は上級役員や重要事項の範囲についても指針を与えている。

また、本規則案において、報告会社の「所有権」の25%以上を有する実質的所有者は、報告会社の所有権の25%以上を直接的又は間接的に所有又は支配する個人（1名以上の者と共同で未分割の持分を所有する個人、及び他の個人が所有する持分を（例えば、委任状によって）支配する個人を含むが、これに限定されない）と定められている。また、報告会社の持分を保有する信託に関しては、信託財産を処分する権限を有する受託者又はその他の個人（もしあれば）、(i)収入と元本の唯一許容される受取人であるか、若しくは(ii)実質的にすべての資産の分配を要求するか又は引き出す権利を有する信託の実質的所有者、又は信託を取消す又はその他信託財産を引き出す権利を有する場合における信託の委託者若しくは設定者などが実質的所有者に含まれるが、これらに限定されない。

会社申請者（Company Applicant）の定義

上記の通り、CTAは、報告会社に対して、実質的所有者及び会社申請者を特定することを要求しているところ、本規則案において、会社の「申請者」は、(1)「書類を提出する個人」及び(2)「書類の提出を指示し又は管理する個人」を含むものとされている。FinCENによれば、申請者には、申請を行うサービス会社の従業員、法律事務所のスタッフや家族が入り得る。

報告会社（Reporting Company）の定義

本規則案では、「報告会社」を「国内報告会社」（州務長官や同様の役所に書類を提出することで設立された会社、LLC又はその他の事業体）と「外国報告会社」（外国の法律の下で設立され、州務長官や同様の役所に書類を提出することでいずれかの州で事業を行うために登録された会社、LLC又はその他の事業体）に分類している。

但し、(1) 米国で20名以上のフルタイム従業員を雇用し、(2) 米国内に事業所を有し、(3) 500万ドル以上の総収入又は売上を示す連邦所得税申告書を提出した大会社などの一定の要件を満たす会社は、「報告会社」の定義から免除される。

報告書の提出

本規則案において、最終規則の発効日以降に設立された国内報告会社は、設立日から14日以内に実質的所有者情報の報告書を提出する必要があるとされている。同様に、ある法人が外国報告会社となった場合、その後14日以内に報告書を提出する必要がある。

また、本規則案において、最終規則の発効日前に設立された国内報告会社及び発効日前に外国報告会社となった企業は、発効日から1年以内に実質的所有者情報の報告書を提出する必要があるとされている。

報告会社は、FinCENに提出した報告書の情報に変更があった場合、30日以内に本規則案に基づく最新の報告書を提出する必要がある。これには、実質的所有者の変更並びに実質的所有者及び申請者の必要情報に関する変更が含まれる。

報告会社が以前 CTA に基づく報告書の提出を免除されていた場合において、何らかの理由で免除が適用されなくなった場合も、報告書の情報に変更があったものとみなされ、免除の不適用から 30 日以内に実質的所有者情報の報告書を提出する必要がある。

報告書の記載情報

報告会社は、CTA 及び本規則案に基づき、報告会社の実質的所有者の氏名、生年月日及び住所、専門家たる申請者の勤務先住所及びその他の申請者の住所、並びに身分証明書記載の固有識別番号（例：パスポートの番号）又は FinCEN 識別子等を報告する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

解雇・再雇用の実務に関する新たな法規制の導入

雇用主が労働者を解雇し、その後異なった労働条件（往々にしてより不利な労働条件）で再雇用する、解雇・再雇用の実務は、英国の雇用法において問題となっている。政府はこれまで、解雇・再雇用の実務を労働条件の交渉戦術として用いることは全く受け入れられず、解雇・再雇用は最後の手段としてのみ許容されるものであると明確にしていたが、現時点まで対応する法規制は特に導入されていなかった。P&O Ferries による協議を行わずに 800 人の労働者を即時に解雇するという事案が生じ、労働者及び社会からの批判が高まり、政府はより明確な規範が必要であるとの結論に達した。

2022 年 3 月 29 日に、労働市場大臣、解雇・再雇用の実務に関する新たな法規制の導入について発表した。新たな法規制は、労働条件の変更について提案する場合に、企業がどのように公正で、透明性があり、意義のある協議を行わなければならないかを詳細に示すものとなる。法規制は、雇用主が従うべき実務的なステップを定め、裁判所や労働審判所は、不当解雇を含む案件の審理に際して、当該法規制を考慮することとなる。雇用主が適用される法規制を正当な理由なく遵守しない場合には、裁判所は、労働者の報酬について 25% までの引き上げを適用する権限を有する。政府は雇用主が労働者を公正に扱い、意義のある協議を尽くすことを強く期待している。

労働条件の変更を計画している雇用主は、法的請求、労使関係への影響、雇用主としての評判の低下のリスクの増加を踏まえ、労働条件の変更にかかる措置を講じる前に、新たな法規制の動向に留意し、法的助言を得るべきである。

[最初のページに戻る](#)

EU

OECD の第二の柱のモデルルールに関するコメントリーに対する、EU 指令の検討状況

概要

2022 年 3 月 14 日、OECD は、第二の柱のモデルルール（以下、「規則」）に関する 200 ページ超にわたるコメントリーを公表した。2021 年 12 月の規則の公表からコメントリーの公表まで 2 か月以上を要したことは、これらの規定の複雑さと、137 の国・地域のコンセンサスに達するという固有の課題を示しているように思われる。

このコメントリーによっても、規則が米国の GILTI とどのように共存していくのか、企業の負担を軽減するためにどのような単純化を行うか、セーフハーバーがどのように適用できるかなど、いくつかの根本的な問題は解決されていないように思われる。これらの問題は、2022年4月11日までに行われたパブリックコンサルテーションの内容も踏まえた上で、今後の実施フレームワークにおいて、クリアになることが期待される。

これとは別に、現在 EU 議長国を務めているフランスは、規則の実施を進展させようとしている。ただ、多くの EU 加盟国から表明された懸念点を鑑みて、EU 指令の導入を 12 か月遅らせること等、いくつかの譲歩を提示したものの、2022年3月15日に開かれた EU 経済・財務相理事会（以下、「ECOFIN」）では全会一致に至らなかった。その後も更なる妥協案が提示されたものの、2022年4月5日の ECOFIN においてもポーランドの反対により全会一致に至らなかった。

EU 指令の実施の遅れ

規則を導入するための EU 指令の草案（以下、「草案」）について、報道によると、加盟国から以下のような要請があったとされている。①複雑さとそれに対応する時間を考慮し、規則の実施を遅らせること、②第二の柱の GloBE 規則の実施は、第一の柱の実施に法的に関連付けられること、③加盟国による規則の実施は、あくまで任意であること。

EU 議長国を務めるフランスは、2022年3月15日の ECOFIN において、草案について合意に至ろうとして妥協案（Compromise text。以下、「妥協案」）を提示した。フランスが提示した妥協案は、規則の実施を実質的に 12 ヶ月遅らせることで、これらの懸念に対処しようとしたものである。当初の想定では、所得合算ルール（*Income Inclusion Rule*）（以下、「IIR」）は 2023年1月1日から適用されたはずであったが、妥協案では、加盟国は「2023年12月31日から始まる会計年度」から IIR を適用し、「2024年12月31日から始まる会計年度」から過少課税支払否認ルール（*Undertaxed Payment Rule*）（以下、「UTPR」）が適用されるとされている。

これは、2021年10月8日のインクルーシブ・フレームワークで合意された「第二の柱は 2022年に施行され、2023年に発効し、UTPR は 2024年に発効する」という政治的合意を意識してのものであるが、実質的には、EU 指令は 2024年以降に適用されるということになる。唯一の例外は、12月31日に開始する会計期間を有する企業であるが、実際には稀である可能性が高い。

このような妥協案が提示されているものの、結果として、2022年4月5日の ECOFIN 会合においてもポーランドの反対により合意には至らず、2022年5月24日の ECOFIN 会合では議論の対象とならなかった。2022年6月17日の ECOFIN 会合における議論の進展が待たれる。

導入予定国の増加

EU 域外では、規則を導入する意向を正式に表明した国・地域の数が増加している。英国、シンガポール、香港、スイス、南アフリカ等の各国政府はいずれも導入する意向を公式に示しており、UAE は GloBE 規則の対象となる大企業に対して特別なルールを適用する意向を表明している。

この実施国は今後さらに増加することが見込まれるが、EU における実施が遅れる可能性が他の国・地域のスケジュールに影響を与える可能性も否定できない。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルク

不動産所得税（Real Estate Levy）の申告期限が5月末に迫る

概要

2021年予算において、ルクセンブルクの不動産に投資するルクセンブルクの子会社（非課税法人）に対して20%の税率で課される不動産所得税（Real Estate Levy）が導入され、さらに2022年1月20日にルクセンブルク課税当局より申告手続等に関する通達も公表された。これらの規定に従い、納税者は2022年5月31日までに不動産所得税の申告書を提出し、かつ2020年及び2021年において構成員課税を受ける団体又はFCPを通じて保有するルクセンブルクの不動産について報告することが求められる。

重要なポイント

以下の3つのタイプの団体（ルクセンブルク税法上は法人として取り扱われる）について、ルクセンブルクの不動産に対する直接又は間接の投資に係る不動産所得税の申告納税義務が生じる。

- Alternative Investment Funds (AIFs)
- Specialized Investment Funds (SIF)
- Reserved Alternative Investment Funds (RAIF)

ただし、ルクセンブルク法のパートナーシップ(SCS/SCSp)及び契約型投資信託であるFCPは対象外となる。

申告納税義務の対象となる所得は以下のとおりである。

- ルクセンブルク不動産から生じる賃貸収入
- ルクセンブルク不動産の譲渡益
- ルクセンブルク不動産を保有する構成員課税を受ける団体の持分の譲渡益

不動産所得税は、一又は二以上の構成員課税を受ける団体を通じてルクセンブルク不動産を有している場合にも課されることになり、その場合には当該構成員課税を受ける団体からの出資割合に応じて所得が配分されることになる。また、対象となる納税者は2022年5月31日までに、2021年の対象所得についての申告書を提出する義務がある。適用される税率は20%であり、納付期限は2022年6月10日とされている。

さらに全てのルクセンブルクの投資ビークルは、2020年及び2021年におけるルクセンブルク不動産の直接又は間接の持分を、2022年5月31日までにルクセンブルク課税当局に報告する義務が生じる。かかる報告義務に違反した場合には、最大EUR 10,000の罰金が科されることになる。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG/Sustainability

インドネシア

炭素税導入および施行日の延期

概要

炭素税は、2021年10月に成立した「税制の調和に関する法律第7/2021号」（Harmonisasi Peraturan Perpajakan）（以下、「HPP法」）によって、インドネシアに初めて導入された制度である。当初、インドネシア政府は炭素税の適用について2022年4月1日からの施行を目指していたが、炭素税導

入に必要な規則の制定が未整備であることや、炭素市場のロードマップと同期させるための調整が必要との理由から、施行を3か月延期する方針を発表した。

炭素税の導入は、炭素税ロードマップおよび炭素市場ロードマップを考慮して実施される予定であり、HPP法は、2060年までの温室効果ガス実質ゼロ排出達成に向けた「炭素税ロードマップ」を作成することをあわせて規定している。

炭素税の内容

炭素税は、環境に悪影響を与える炭素の排出に対して課され、炭素を含む商品の購入や、一定期間に一定レベルの炭素を排出する活動を行う個人や企業が、炭素税の課税対象者となる。

炭素税の納付期限は、(a)炭素を含む商品についてはその商品の購入時に、(b)一定量の炭素排出を伴う活動を行った場合には、当該活動が行われた暦年の年末までとなっており、(c)その他にも、政府の規制により、納期が決定される場合がある。

炭素税率は、炭素市場における二酸化炭素換算量(CO₂e)1キログラムまたはその等価単位あたりの炭素価格レート以上となるように設定されている。ただし、炭素市場の炭素価格レートが、二酸化炭素換算(CO₂e)1キログラムまたはその等価単位あたり30ルピアより低い場合には、炭素税率は二酸化炭素換算(CO₂e)1キログラムまたはその相当単位あたり30ルピアが下限となる。

炭素税の段階的導入

炭素税の導入は、段階的に拡大することを予定しており、2022年から2024年までは石炭火力発電所のプロジェクトに限定して適用される予定である。2025年以降は、経済状況や関連部門・関係者の準備状況等を考慮し、段階的に炭素取引の完全な実施と対象部門の拡大を行うことが規定されている。

今後の対応

HPP法の下で炭素税を適用するためには、炭素税の税率や根拠等を規定する財務大臣規則と、課税対象等を規定する政府規則という2つの施行規則の制定が必要とされており、財政政策庁は現在、2022年7月の適用開始に向けて当該施行規則を整備中である。炭素税の導入がビジネスにどのような影響を与えるかについては、施行規則の内容に大きく関わることから、今後も施行規則制定の動向について注意が必要となる。

[最初のページに戻る](#)

米国

取締役会の多様性確保を定めた法律は州憲法に違反するとしたカリフォルニア州裁判所の判断

本年4月1日、カリフォルニア州裁判所は、上場会社に対して社会的少数派を取締役会の構成員に含めることを義務付ける州法(以下、「本法律」)はカリフォルニア州憲法に違反すると判断した。本法律は、米国において取締役会の社会的少数派に関する多様性確保を義務付けた最初の法律である。また、カリフォルニア州では、2018年に取締役会の性別の多様性向上に向けた州法が制定されており、本法律は上場会社に対して取締役会の多様性確保を義務付けた2件目の法律となる。

本法律の概要

本法律は、カリフォルニア州に本社を置く上場企業に対して、2021年末までに取締役会に社会的少数派から最低1名を含めること、またその後も追加で含めることを義務付けるものである。社会的少数派とは、黒人、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系、ラテンアメリカ系、アジア系、太平洋諸島住民、アメリカ先住民、ハワイ先住民若しくはアラスカ先住民と自認する者、又はゲイ、レズビアン、バイセクシャル若しくはトランスジェンダーと自認する者と定義される。

本法律では、州務長官は、毎年、企業による本法律の遵守状況を報告するものとされ、また、初回の違反に対しては\$100,000、その後の違反は\$300,000の罰金を科すものとされている。

Judicial Watch による本件訴訟提起

本件の訴訟は、非営利団体 Judicial Watch が、本法律が署名されてから1か月後に、本法律がクオータ制を義務付けていることはカリフォルニア州憲法の平等原則に違反すると主張し提起したものである。裁判所は、本法律が州憲法に違反とすると判断したものの、その理由は示さなかった。Judicial Watch は、取締役会における性別の多様性確保に関する法律についても、同様の理由で別途訴訟を提起しているが、裁判所の判断はまだ出されていない。

今後の影響

この裁判所の判断は、取締役会の多様性向上の流れを後退させるものであり、社会からの企業に対する多様性確保に向けた圧力も低下させてしまうであろう。もっとも、多様性確保に向けた大きな潮流は変わらないであろう。

昨年8月には、米国証券取引委員会がナスダックの取締役会構成員の多様性確保に関する上場規則を承認している。同規則では、ナスダック上場企業に対して、取締役会の民族及び性別の構成の開示、並びに、最低2名の多様性のある構成員を含めること又は遵守しない場合にはその理由の開示を義務付けるものである。したがって、本件訴訟の結果に関わらず、ナスダック上場企業はナスダックの取締役会構成員の多様性確保に関する規則が適用される。

本件の裁判所の判断による後退はあるものの、このようなナスダックの上場規則や、機関投資家からの圧力もあり、取締役会の多様性確保に向けた傾向は継続するであろう。

[最初のページに戻る](#)

米国証券取引委員会による気候関連開示規則案のサプライチェーンへの影響

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）が2022年3月21日に公表した投資家のための気候関連開示の強化及び標準化を目的とする1933年証券法（Securities Act of 1933）及び1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）に基づく規則の改正に関する提案書（以下、「本提案」）は、SEC登録企業に対して気候関連リスクに関する情報や温室効果ガス（GHG）排出量に関して一定の開示を義務付けている。

これら開示においては、サプライチェーンに関する一定のデータを開示情報に含めることも必要とされ、したがって、本提案は、SEC登録企業に対して、サプライチェーンの川上と川下に属する取引先に関する気候関連リスク及び気候影響データの取得及び分析を求めるものといえる。

気候関連リスクの開示

本提案は、SEC 登録企業に対し、気候関連リスクの財務的な影響、当該リスクを軽減する上で支出される費用や設備投資、当該リスクが連結財務諸表の作成前提などに与える影響などの開示を義務付けている。気候関連リスクには、気候に関する状況又は SEC 登録企業の連結財務諸表、事業運営若しくはバリューチェーンに対する現実又は潜在的な悪影響が含まれる。

そして、バリューチェーンには、SEC 登録企業の事業運営に関する川上及び川下の活動（つまりサプライヤーやディストリビューターといった SEC 登録企業の取引先の活動）も広く含まれる。そのため、SEC 登録企業が本提案における気候関連リスクの開示義務を果たす上では、自らの気候関連リスクに加えて、その川上及び川下に属する取引先に由来するリスク（いわゆる Scope 3 の温室効果ガス排出量も含む。）についても分析の上で開示する必要がある。

また、気候関連リスクの開示に加えて、特定された気候関連リスクが自己の戦略、ビジネスモデル及び展望に与える現実の又は潜在的な影響の記載も必要となる。かかる記載においても、SEC 登録企業のバリューチェーンに属するサプライヤーその他の者に対する影響に関するものが含まれる。

さらに、SEC 登録企業の取締役会による気候関連リスクのモニタリングについてのガバナンスに関する開示も義務付けられ、かかる開示には例えば以下が含まれることになる。

- 気候関連リスクをモニタリングする責任を負う取締役
- 気候関連リスクに関する専門性を有する取締役の有無及びその専門性の詳細
- 取締役会が気候関連リスクを議論するためのプロセス及び議論の頻度
- 取締役会が気候関連リスクを事業戦略、リスクマネジメント及び財務状態の監視の一環として検討しているかどうか、並びに検討している場合にはその方法
- 取締役会による環境関連目標の設定の有無及びその達成度の確認方法

温室効果ガス排出量に関する開示

本提案は、温室効果ガスプロトコル（GHG プロトコル）に準拠し、直接又は間接の（Scope 1 及び Scope 2、並びに一定の要件を満たした場合には Scope 3 の）温室効果ガス排出量の開示を求めている。SEC は、かかる開示を求める理由として、温室効果ガス排出量は定量化の上で産業間で比較できるものであり、また、排出量ゼロへのコミットメントの達成度の評価等も可能とするものであることから、投資家の投資判断において重要であることを挙げている。

Scope 3 の（すなわち、SEC 登録企業のバリューチェーンにおいて、SEC 登録企業が購入し消費するエネルギーの生成以外から発生する）温室効果ガス排出量には、サプライチェーンに関連する温室効果ガス排出量も含まれることから、SEC 登録企業は、自己のサプライチェーンに属する取引先が排出する温室効果ガス排出量に関する情報収集・分析を行うことも求められ得る。

もっとも、本提案は、Scope 3 の温室効果ガス排出量の計算が一般的に困難であることを勘案して、Scope 3 の温室効果ガス排出量が重要である場合に限り開示義務を課すこととし、また、証券法上の責任について一定のセーフハーバー等も設けている。なお、ここで「重要な」とは、合理的な投資家による投資判断若しくは議決権行使に実質的な影響がある可能性がある場合又は SEC 登録企業が設定する温室効果ガス排出量の削減目標において Scope 3 の温室効果ガス排出量が勘案されている場合に認められるとされる。

日本企業への影響

本提案に基づく開示義務は SEC 登録企業に対してのみ課されることから、本提案は、SEC 登録企業ではない日本企業へ直接の影響を与えるものではない。もっとも、SEC 登録企業のバリューチェーンに含まれる日本企業については、当該 SEC 登録企業との今後の取引において、当該 SEC 登録企業が本提案に基づく開示を行う上で必要な情報の提供等の対応を求められる可能性がある。本提案の内容は間接的にはそのような日本企業への影響を有する点、留意が必要である。

[最初のページに戻る](#)